

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則 新旧対照条文目次

- 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）（第一条関係）
- 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）（第二条関係）
- 核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）（第三条関係）
- 国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）（第四条関係）
- 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）（第五条関係）
- 核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）（第六条関係）
- 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）（第七条関係）
- 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）（第八条関係）
- 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）（第九条関係）
- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）（第十条関係）
- 試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和六十一年総理府令第七十四号）（第十一条関係）
- 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十号）（第十二条関係）
- 試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）（第十三条関係）
- 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十二号）（第十四条関係）
- 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物施設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）（第十五条関係）
- 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）

(第十六条関係)

○特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(平成四年総理府令第四号)

(第十七条関係)

○使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第百十二号)(第十八条関係)

○使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令(平成十二年通商産業省令第百十三号)(第十九条関係)

○使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める省令(平成十二年通商産業省令第百十四号)(第二十条関係)

○研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成十二年総理府令第百二十二号)(第二十一条関係)

○核燃料物質の受託貯蔵に関する規則(平成十二年総理府令第百二十五号)(第二十二条関係)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する規則(平成十五年経済産業省令第百十二号)(第二十三条関係)

○試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する規則(平成十五年文部科学省令第百十五号)(第二十四条関係)

○試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則(平成十七年文部科学省令第百十九号)(第二十五条関係)

○核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成二十年経済産業省令第百二十三号)(第二十六条関係)

○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成二十四年文部科学省・経済産業省令第百二号)(第二十七条関係)

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(平成二十五年原子力

規制委員会規則第二号）（第二十八条関係）

○ 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）（第二十九条関係）

○ 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）（第三十条関係）